



燈明臺御用留

冬



114
3328
4

冬



書寫之語は掃用之五書区三麻見乃

二橋之とせと振るもり水用之事

函館港の海の中燈塔に用之燈は就其英園

江又お成形り糸世に取及先送る誠之月所の使

燈塔に取末々少半をわ成り月石の方を執り凡

先般月滿凡月之の陸に沈み候燈塔其の建方

去六月十一日清の燈塔其の料に唐英人の取つこと

月既月今六月の初めに令に誠意を重んずる料

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄

民部省

オタワ船の機械方長官 ジョージブラスク
より申すに テイボル船の鑑定書

一 ブラントン氏より テイボル船を鑑定し、
船中の諸部屋荷、
釜等を委細検査し、
右何れも申分
なきこと

一 船中の前後小有諸部屋は、
造方最も堅固なり、
六十人を入るべし
士官部屋は、
甲板上有り、
其製造至

精密なり

一 荷重の凡四百六十トン積込む

一 諸機械の製造最も堅固然し其の
等しく「セルセリ」を出帆せしむる
理を以てしより自今粗忽の取扱い
を以て常々港内碇泊中少々の修覆
を以て其を数年を歴る損害を以て
す

一 湯釜の四年を以て始末し此艦に据へ付

一 ともふし右四年の中之を用ひ

しよハ全く二年を以てしより
「セルセリ」を出帆せしむる新火焚場
を製造し諸管を以て替へし全く修
理を以てし余カ愚考に此部分而已ら
五年を以てし其のともふし

一 船身の両側其内部より検査し
り丈を以てし部分顯然船床以上は堅
固なり且諸部屋より水止三個を備へ

一 船身に在来の湯釜を換へり次々として
 他の湯釜を据替へり共十分お保ちする
 一 船行の速速に同船乗組の者よりぬり
 追の事より名保二個の湯釜を焚
 く時一日より十七トンの石炭を焚く
 早十二斤一斤は我百
二十日の壓力を著し一時洋
 間八マイル半を行く〇又三個の湯
 釜を焚く時一日より二十三トンの石炭を焚
 き十八斤の壓力を著し一時より十マイル

半を行く〇四個の湯釜を用ゐれば
 石炭二十八トンの壓力二十斤一時間
 十三マイル半を行く

一 此艦を堅固し且高價もある
 余カ見ゆらば三万八千ポンド或ハ四万
 パウンドともなり其を九千ポンドに
 二万ポンドを以ておさるゝ價とす
 一 余カ見ゆらば通常の蒸氣船の燈
 其の用便に備へ難し是れ難破小

各船は四五年の大修費を加へ
しむらん用便不堪ゆきものなり

子官七十年三月十四日

オタワ船の機械方
長官

ジョルジ ブラック

テール船會社約定書

コンシル名方 兼 證據人 の 目 録 於 佛 國

飛脚船社并ニ代植店住居アコンシル并

方ニ約定書

以第一條

アコンシル佛國飛脚船社并ニ代植店住居アコンシル并
諸船建石時より佛國並英氣船テール船と日本

政府より委任ありし………及んば常流ありし也
船運りしもの測量ありし四百九十と答概三百七十
馬力ありし船は二本柱のスクーラーナリ食料及
石炭の外附属品書を認めしあり答概帆武器
類も全備ありし也千八百五十二年にシラタと云
港に造船所佛國飛脚船社に屬する船は
常流約定し他は凡そ七條ありし也

第二章 條

右船價洋銀九万物ありし也金子ありし也
拂返あり

初金正金ありし也三方に拂りし也
差出ありし也残金を六万に………
差出ありし也………
次は拂りし也三方に………
西暦………の………

この通年第七月八日限りとするを引渡す
三島目拂の三島目拂の...
切のよ海に...
班

第三十條

.....日本政府より名代として買取らるる船は
件々所分切為船切の通日限よりなるもの

班の船は買取らるる船は

船の...
班

第四十條

本条に於ける船日記、登載日記、附屬品出
類、船の日本政府に同旋するもの
本条に於ける船日記、登載日記、附屬品出
るもの

右に附し、其物柄又船ののりの様子を
のり候に、其のりせし

此のりとのり年ちあ

船方考條

右に、水師、其官に給料食ふ^料、其勤の
身取の果と、其意を、其引、其船

明時、其新用、其明時、其給、其給

其意、其掛

右に、其給、其給、其給、其給、其給

我目、其給、其給、其給

保大藏書補錄

白河保藏書也。港一砌。之。之。出。沙。洛。
其。其。公。出。減。之。之。河。馬。車。之。海。東。朱。舟。
同。之。之。西。公。右。九。入。用。書。書。在。原。別。道。道。是。中。去。
且。右。之。道。轉。舟。之。去。折。方。中。上。之。道。是。公。極。
中。之。道。是。舟。下。海。之。飯。田。仕。丁。之。是。也。公。同。

素細目人より...

一 付後書中者...

之及前神...

書寫...

一 年有別紙...

一 先人頃伊...

少好...

書...

同人...

一 古...

素...

年...

一 尚...

己...

之...

一 英...

也...

一 御...

之諸事入札辨る事有之安直之入
道なる其四方之形現る事又其
凡之指信之由事之全り事由事
之事ト事ト事ト事ト事ト事ト
石事之事後之信之信何事事ト事

二月廿日

在神
燈明寺掛

大藏者
出中

伊大藏補振

此程傳任藏之雇ギト下月給
西洋第一月より給料書付了也此
外之雇之七名日振之年お
給料増方之自由出港之加由沙

本國の部々相立地は、
同く、
本年一月、
中上層の儀、
中下層の儀、
坊方致、
二月、
三月、
下層の儀、

一、
其の、
由、
一、
一、
一、

六十七名之儀若市名之由是之儀
其の年々神奈川縣人撰任知事
大寺寺之由是之儀相次りり
個々之儀年々撰任之儀由是之儀
之儀年々撰任之儀由是之儀

二月廿日

主査員

神明基掛

大藏者

由中

御是之儀若馬車正若仕組有車
雛形而補理出入用書

一金貳拾五匁二分永百九拾五匁下

内符

金貳拾五匁貳分

車輪四個

金三匁貳分

櫃木三匁

金三分永百九拾五匁下

竹貳年并手官
櫃子及

石之通出産

年二月

松原其懸

石産嶺山回中一石可出送石能
黒嶽皆出石有長崎表石也
外石名中出石有石名石名
石名石名石名石名石名石名
石名石名石名石名石名石名
石名石名石名石名石名石名
石名石名石名石名石名石名
石名石名石名石名石名石名

此段中交々氏字等之字

横濱出張

二月三日

出納司
通商司

伊 田部由博友

兼令申上置の通、小鐵槽一個容易、
建築可成且佐多岬、燈明基、
備、二玉極、廉價、出束、二申、
右、番面、出束、二申、二申、
元、二申、二申、二申、二申、
先、二申、二申、二申、二申、
上

子百七十年三月二十四日

兄ヘニリ
ブラントニ

謹白

伊藤大藏少輔

貴下

存子油
己百七十年

此書は主人用本酒書

伊藤大藏

楚辭卷之八 屈賦 湘君

一
令之兮九之兮 九之兮九之兮 九之兮九之兮

楚辭卷之八 屈賦 湘君 九之兮九之兮 九之兮九之兮 九之兮九之兮

九之兮九之兮 九之兮九之兮 九之兮九之兮 九之兮九之兮

九之兮

今有... 洋行... 製造... 用

已

今有... 洋行... 製造... 用

此... 用... 製造... 用

今有... 洋行... 製造... 用

此... 用... 製造... 用

今有... 洋行... 製造... 用

此... 用... 製造... 用

今有... 洋行... 製造... 用

此... 用... 製造... 用

今有... 洋行... 製造... 用

此... 用... 製造... 用

今有... 洋行... 製造... 用

此... 用... 製造... 用

洋報の事
日清戦争の事
この頃

洋報の事
この頃

洋報の事
この頃

洋報の事
この頃

洋報の事
この頃

洋報の事
この頃

洋報の事
この頃

洋報の事
この頃

日清戦争の事
この頃

この頃

この頃

この頃

この頃

この頃

この頃

この頃

此後...

此後...

此後...

此後...

己丑月

日本政府に御雇お成燈明基製造
御用相勤ル西洋人姓名並勤方月給
左に通

千八百六十八年三月ヨリ御雇
月給四百五十弗

横濱燈明基役所構内
製造方頭取
アールヘンリ
ブラントン

千八百六十八年四月ヨリ御雇
月給三百弗

神子元島
製造方頭取助役
エ
タブリウ
フランニール

千八百六十九年六月ヨリ御雇
月給三百弗

横濱燈明基役所構内
書記役
ホルツ
ウオクホツプ

千八百六十九年二月ヨリ御雇
月給百五十弗

傳信機製造方
ジイ
エム
ギルヘルト

千八百六十九年三月ヨリ御雇
月給百貳拾弗
燈明基見廻役
リツセル

千八百六十九年三月ヨリ御雇
月給百貳拾弗
石職
ニツケル

千八百六十九年三月ヨリ御雇
月給百貳拾弗
鉄并銅職
ウアルス

千八百六十九年三月ヨリ御雇
月給貳百五拾弗
製造方助役
セミエル
パリ

千八百六十九年九月ヨリ御雇
月給百五拾弗
島定役兼納屋向取締
アル
ペイジ

千八百六十九年九月ヨリ御雇
月給百弗
純州
大島詰
エニ
ケイ
ケイ
コブス

千八百六十九年六月ヨリ御雇
月給百弗
神子元島詰
左イ
ハウキン人

千八百六十八年十月ヨリ御雇
月給百六十弗
船大工
ドレイキ

千八百六十九年三月ヨリ御雇
月給百五十弗
石職并職人取締
テアクス

千八百六十九年一月ヨリ申座
月給百四十兩

大工并職人總取締
カスセル

同年同月ヨリ申座
月給百三十兩

鈿職
ヲウストル

同年三月ヨリ申座
月給百五十兩

船后職
テヨニソシ

同年十月ヨリ申座
月給五十兩

神子元島
燈明番番人
イーゲルト

同年十二月ヨリ申座
月給五十兩

燈明船詰
テヨリン

千八百六十九年十月ヨリ申座
月給百兩

傳信機方
フイジニス

同年四月ヨリ申座
月給百兩

^{本敷}燈明船頭取
ハルナム

同年二月ヨリ申座
月給三百兩

燈明丸船長
ブラオン

同年同月ヨリ申座
月給八十兩

燈明丸船將次官
イ、ダツウ、ハス、ウ、ル

同年同月ヨリ申座
月給五十兩

燈明丸二等士官
ウ、ケ、ク、ル

一 子^ハ百^ニ十九年二月^{ヨリ}即^ニ在^ル 蒸^ノ氣^方
月給貳百^ニ弗^ニ スキ^ニノ^ル

一 同年同月^{ヨリ}即^ニ在^ル ボウ^ヘル^ツ
月給百三十^ニ弗^ニ

一 同年同月^{ヨリ}即^ニ在^ル 駒^ノ役^ハ
月給五十五^ニ弗^ニ バル^チウ

己十月
在^ル 燈^ノ明^ノ臺^ノ掛

航海者^ノの布告書

一 横濱港碇泊場の東南即ち本牧より出張
至る浅瀬の外に一個の燈明船が設置

セリ

一 此の燈明船を水底より十尋の水面上に設
置し赤色を以て之を塗り前柱の上、赤色の

玉と掲けり

一 日没より日出まで赤色の燈籠と水上より

三十六フイトの高サを掲け其光線十マイル

我四里三半
十間余 小達と

一 本牧の自昇の燈明船より南三十三度西小當里

ノンテリン 本村地内三ノ通 南五十三度西小當里
俗地本と唱ふ所

堀割の口より西小當れり是れ實測なり

千八百六十九年十二月二十日 我己十月十九日

於横濱燈明臺役所

日本政府

築造方

アル、ヘンリ、ブランソン

航海者への布告書

一 横濱港碇泊場の東南即ち本牧
より出張りある浅瀬と外面に一個
の燈明船を設置せり

一 此の燈明船は水底より十尋の水面より
設置し赤色を以て之を塗り前柱の上
へ赤色の玉を掲けり

一 日没より日出まじく赤名の燈籠を水上より三十六フィートの高サに掲げ其光線十マイルス 我四里二丁半 十間余 小達也

一本牧の鼻に燈明船より南三十三度西にあり 本村地内と通る 俗地本と唱ふる所 南五十三度西にあり堀割の口を西にあり是れ實測也

千八百六十九年第十二月二十日 我己十月十九日
於横濱燈明臺役所

日本政府
築造方

アム、ヘンリ、ブランチ

NOTICE TO MARINERS.

NOTICE is hereby given that a Light Ship has been moored to the South East of Yokohama Anchorage, outside the shoal off Treaty Point.

It is moored in Ten fathoms, is painted Red, and has a Red Ball at the foremast head.

From Sunset to Sunrise a fixed Red light will be shewn, at an elevation of 36 feet above the sea, which will be visible ten miles.

Treaty Point bears from the Lightship S. 33° W., Mandarin Bluff S. 53° W., and the mouth of the Creek W. Bearings true.

By order,

R. HENRY BRUNTON,
Engineer to Government of Japan.

Lighthouse Department, Benten,
Yokohama, 21st December, 1869.

テーブル艦出費上約定書模文海軍省

寫字紙

舞臺幕老中其公使館用其書約法書類

寫字紙

右の條を寫す事は其の上の中

一 市口傳信機便書格下上書傳機機

指しつけの事其の中に出給する事

右の條を寫す事は其の上の中

正神書

燈明寺

二月

伊藤大藏少輔

伊藤大藏少輔
伊藤大藏少輔
伊藤大藏少輔
伊藤大藏少輔
伊藤大藏少輔

有子孫子牙
有子孫子牙
有子孫子牙
有子孫子牙
有子孫子牙
有子孫子牙
有子孫子牙
有子孫子牙
有子孫子牙
有子孫子牙

此堂の旨に出

一 此四日若出の物之生写英文引
古一の變の有るは其大意右
生面之通、此堂の同急進了上
是の以免許状の渡り下り給
しる旨は有、此等之船情を

自續の如運心は省明の口一船流
是極一式引渡、由ら成り言語
而は極言の事は從之在り給
六七の旨を為海録の心は不
度台フロントン立付有る趣
裁判所のお居り、おのり給

より右運轉し多欠の般英石
炭二百噸程の買と可計し
右ブラントニアより右
艦の買と初より後、付先
至りしは、此後、上と
艦

の買とより付先
相、買とものも、
以、先、許、の、
中、買と

一、テ、ー、ブル、艦、の、是、と、
方、陸、を、指、す

佛人引鑑お海山と一ヶ月程
百舟と云物多し由能者言
是又同く一舟の船等可有
り来お何ん

一右艦買と云付右同く一舟

任状書はトントにお進め交
互にお交はらるる所は有る趣
伺ふ事なりと云也

三月七日

多神子門
物明其臺物

何 大蔵少輔極

臣 那 省
以 中

院明丸帰船追々本延居少又出日
神戸高見をケ少との有る由符来
十二百三以も帰港の致与取少由
右二舟のり

神奈川 民 部 首

テールブル艦本十七日南港初帆

叔崎

中田

紀別支那

和泉若谷島

神戸

淡路

右六ヶ所を通り、晩明登陸用お糸海

重々帰港し、小瀬舟去古良政府

市用を、ゆる長崎にも、お通い、小

別、市用向き、ゆる、此夜を神戸分

海、お中、各ブラント、中、関、小

一、右船初帆、竹田庸二、節、日、行、夜、夜

各、お、同、人、中、立、小、得、大、市、免、洋、中、小、

吾、急、水、沙、法、お、伺、小

一、神戸、大坂、中、徳、伝、機、之、儀、兼、而

臣父之烟絲二月も船便も後ま
り今到着し其後三余義掛りこの
子とそ交りしゆも益々好む
或拾マイル二月三日拾時
南港より安重月買上を
出帆しテーブル艦にギ元
載るを一丁中存し支度
三月九日

臣父之屬急出沙汰
事同也

立神宗川

三月九日

光明齋

民部省

出中

テーブル船出帆之事其奈庸之者
 兩度之書成る燈明其掛の河置越を急
 口美園有る彼老令朝大隈大輔殿に出
 港中より河出船傳信を以て河越り由
 有る事既に口同人出之を以て成り果
 其儀名は以て河出船傳信とす也

神奈川縣

神奈川縣

三ノリノ下

大倉町

樽知事

伊豆大藏の輔政

三ノリノ下

考

萬字ニテホリル船規則

舟一

舟並守船名我政府ニ以用郵船ト定メ
燈台基掛ニ運給々も兼用ニテ今々西
般ニ便用ニ備フ

舟二

民部省

以用郵船之往復スル一定之協定ス横濱大
坂ニ付テ以テ定見トスサレモ政府ノ用向ニ依
テハ其時或スレモ協定モ到ラズ

才三

燈台巻掛ノ用向ニ横濱大坂往返ノ節
ニ協定スルモ其方便道スヘキ若サレモ至急ノ
用向アルニ於テハ殊ニ燈台巻ノ事ニノモ用
スベシ

才四

宗徳ノ有國ノ雇入並ニ其ノ締結トシ
氏ノ任タルベシ但其雇入期限及ビ給料ノ額
ハ政府役人ノ任タレハ稟議許允ノ後ニテ
定ムベシ

才五

船及ビ諸品械ホク修復ト為ル時ハ其
入費ヲ詳明ニ記シタル勅定書ヲ以テ燈台

臺灣掛日本役人ノ檢閲ヲ經許後ノ後ブ
トシ氏是ヲ處置スベシ

才六

船中ノ入費及ヒ乗組人負ノ給料ノ支給
等總而控有臺灣掛ノ主務タルハ生員等ヨリ
「フラニテ」ノ手ヲ經テコレヲ爲スヘシ

才七

出賃ノ期限ハ用向ノ區別ニ係ラス控有臺灣

役人ノ於テコレヲ定ム者陸ノ所ニスルニ由
後亦コレヲ定ムベシ

三月廿四日未印の原紙に手知の返り書あり

西川沖炮臺燈明臺出陣有各國
人民多し布告書英佛横又揚三
出陣有別譯書流着多し此後
國人民は外幣有し公使因士は
至是有返り續りあるは事なり此後中
に

三月廿三日

上陸監督心

横田大参事

神奈川民部省

出張大藏

中津大参事

井園権知事

民部省

大藏省

大由丞

印

英文

航海家口布告

即月五日分以來江戸市街の前田高巻場口築地

堀割之東口に於て赤色之燈火を點灯す

其高が廿五間水面に五十三尺

燈置を固定し之を以て光を屈折せしめ

燈光の照るは海上に九ノル程射燈面は東に

偏り二十度南より東に仰るに七十五度

神奈川民部省

三十一

五印者

印者

一

白鳥傳吉利至國...

...

...

右者卯...

...

...

...

...

...

...

...

...

明治五年三月十日

一名

英佛米字候荷西二候

姓名閣下

同文之

大女五

姓名

伊魯陪葡丁白

姓名

姓名

品川沖炮臺燈明臺候様領賀製詰所
 佛人首長ウエニ指揮以テ所建方也
 去ル五日ヨリ點燈以テ各至人氏ハ福示
 候別紙様文布乞書摺言日則此連
 万五平十三ノ圖分一ノ至五枚ノ様是心
 十五枚并少折一分五枚形七枚取也此
 百々急公候日各士ハ此等方有候也
 有之交込候也

三月廿三

坂田出納控正

梅田大倉事

中野大倉事

井筒権倉事

外務省

大少丞

山中

新以奉文、趣、以、近、有、信、了、新、留、安、三、る、也
多、名、以、當、一、た、り、至、多、以、報、知、者、一、致、也

英文

航海家片示以布告

才四月五日、不、之、年、江、下、市、街、各、四、番、番、場、に
築地、堀、割、一、束、口、三、折、々、一、番、色、柳、堂、附、以、燈、
其、高、寸、高、燈、時、水、面、上、五、十、三、尺
装置、を、固、定、了、了、大、光、を、屈、折、以、之、の、也
柳、光、一、照、了、以、以、海、上、里、法、九、二、ル、羅、針、盤、面、北、
東、二、偏、る、る、一、二十、度、南、より、東、二、偏、る、る、一、七、十、度、之

千八百七十年四月廿日

奉皇政府命

指所領送付書長

ウ工几二一

佛文

航海家、市は布告

明治三年三月五日即ち三月五日 東京湾中

中四炮基の一燈籠を照明せしむるに警備運

上所は直江川口の東にあり大なる火を起し其を

子現る煉化石物も造るる塔上より段多り

高潮の時水平より出く十六メートル即ち八尺 尋光

線或導くとも九三メートル即ち百七尋 燈塔者

中四等の形を 玻璃の之を備ふ定火を

圓形四分の三を光四に事一少十二十
度東に偏南より七十度東に偏乃

日本政府の命を奉じて務め奉

造船所首長

あつた七十年中曾昔

ウエルニ

以自残部を以て法統に以て紀州大崎

潮見崎燈台甚て六月十日點つ燈台并長崎

燈台甚て十日點つ燈台積るの既希告

付小希告書河内白旗通

船多小場あり燈台甚て日限通り點心

燈は御行西の月夜に
テ一ホル出帆日
割亦如點燈日限
正遠之變一兩極
伝交部各亦出帆日
右之角り是極上
甚是都念日是都
其之左

四月十九日

日
日

横濱出帆

劍崎

日
辛酉

紀州

日
日

白鳥

日
辛酉

大坂或神戸

日
酉

長崎

日
辛酉

沙古岬

日
十日

紀州

日
十日

横濱泊船

次之出帆 五月十九日 往千早 下田
紀州 大坂 之 寄 日 午 方 以 爲 着
三島 目 點 燈 之 用 三 景 存 爲 め

六月三日

横濱 出帆

日 十日

紀州

日 十日

神戸

日 十日

長崎 着

その他 長崎 船 揚 場 等 へ テ 船 底 掃 除 爲
防 腐 敗 日 地 燈 明 甚 十 日 點 燈 防 腐 敗
船 底 掃 除 爲 流 水 船 帆 日 午 方 以 爲 着
爲 帆 之 目 點 燈 之 用 三 景 存 爲 め

如左

千八百七十年

第五号

アル、ヘリ、フ、ラ、ン、ク

伊及夫藏少輔殿

伊王崎燈明甚公布告

一長崎港口伊王崎東山岸に設くる燈

明甚常燈番機元迄なる事第五号

十四日より彼燈明を點はせ給はる白色不

動高と海面より二百五メートル十五マイルの距

離する事

NOTICE TO MARINER

NOTICE is hereby given that on the 14th day of July next, and upon the illumination of the permanent apparatus

A TEMPORARY LIGHT

will be shewn from the Lighthouse constructed on the North point of Iwosima the entrance to Nagasaki harbour.

The light will be white, fixed, and be elevated 205 feet above the sea level, and be visible at a distance of 15 miles.

The North point of Iwosima lies 33 degrees 43 minutes North latitude and 129 degrees 46 minutes East of Greenwich.

The light will be eclipsed on the 14th day of July next, on a bearing of S. 30 degrees W., and on the 15th day of July next, on a bearing of S. 85 degrees E., bearings true, and will shew an illuminated arc to seaward of 15 degrees.

By order of the Minister of the Marine Department

R. HENRY BRUNNEN
Engineer to Government of the Marine Department

Lighthouse Establishment,
Benten, Yokohama, 5th May, 1870.

伊王島東岸北緯三十三分四十三分グリーン
 二ヶヶ英國天より東経百二十九分四十分あり
 燈光三方西南三十分の方角とありミツセ岩の
 外側の方散蔭して方東南八十五分あり
 カケノ崎より北の方散蔭も但し其方正
 光線三百四十分の幅と海と
 あり

千八百七十年
 五月五日
 横濱海軍大臣の命
 海軍省
 大工部局
 大工部局
 大工部局

NOTICE TO MARINERS.

NOTICE is hereby given that on and after the 14th day of July next, and until the illumination of the permanent apparatus,

A TEMPORARY LIGHT,

will be shewn from the Lighthouse constructed on the North point of Iwosima at the entrance to Nagasaki harbour.

The light will be white, fixed, and will be elevated 205 feet above the sea, being visible at a distance of 15 miles.

The North point of Iwosima lies in 32 degrees 43 minutes North latitude, and is 129 degrees 46 minutes East of Greenwich.

The light will be eclipsed on one side, outside the Mitzuse Rocks, on a bearing of S. 30 degrees W., and on the other to the Northwards of Kageno Point, on a bearing of S. 85 degrees E., bearings true, and will shew an illuminated arc to seaward of 245 degrees.

By order of the Minister of the Interior,

R. HENRY BRUNTON,
Engineer to Government of Japan.

Lighthouse Establishment,
Benten, Yokohama, 5th May, 1870.

伊王島北緯三十四分四十三分グリーン

伊王島東岸北緯三十四分四十三分グリーン
ニヶ 英國天 有り 東経百二十九分四十分あり
燈光三方西南三十分の方向よりカミツセ岩の
外側より散落して三方東南八十五分あり
カゲノ崎より北の方には散落も但し其方より
有り 報より 光線二百四十分ありの如く海とく

大崎燈塔甚正布告

一 尚 第七月八日より紀伊國大崎の東岸
裡の崎より旅り日没より日出迄點燈此燈
明々白色第一等旋轉し各機一々
ミニエート毎々先を察せ
裡の崎より北緯二十三分半クリーニツケ

英国天
文甚
より東経百三十五度五分
燈光海面より百三十フートの高さより
数十八マイルの遠を一方は南針西北七十
二度一方は西南三十三度の方角を
燈光を散陰を光線二百八十度
幅海と云ふ

大内務局の命令に依り諸方へ航
客は告おる者也

千八百七十年

五月五日

横濱毎日

燈明甚むるを

日本政府各機

アール、ヘンリー、ブラント

NOTICE TO MARINERS.

NOTICE is hereby given that on and after the 8th day of July next, a LIGHT will be exhibited, from Sunset to Sunrise, on the East Point of Oosima (Kashino Saki), in the Province of Kii.

The Light will be second order, white, and revolving, with half-minute dark and bright intervals.

The East point of Oosima lies in 33 degrees 28 minutes North Latitude, and is 135 degrees 52 minutes East of Greenwich.

The Light will be elevated 130 feet above the sea, and will be visible at a distance of 18 miles.

It will be obscured on a bearing of N. 71 degrees W. on one side, and S. 33 degrees W. on the other, bearings true, and will shew an illuminated arc to seaward of 284 degrees.

By order of the Minister of the Interior,

R. HENRY BRUNTON,
Engineer to Government of Japan.

Lighthouse Establishment,
Benten, Yokohama, 5th May, 1870.

潮岬燈台甚布告

一 紀伊國潮岬燈台甚布告

之為近之間為山第七月八日より後燈台を

點火此燈台白色不動高之海面より百

五十フットより二十マイル之距離遠らん

潮岬北緯三十三分二十六分三十分
英國天文臺

浮標布告

一 上總の因富津の河、兼る備置する浮

標、ゆゑ新、大形、直し、右、鉄造（しんぞう）

形、ナニボイ（細形、）と稱する物、赤色、塗あり

頭、山龍、中より其高さ、水面より十寸、

NOTICE TO MARINERS.

NOTICE is hereby given that the Buoy at Saratoga Spit in the Bay of Yedo has been replaced by one of larger dimensions.

The new Buoy is made of iron, painted red, and is surmounted by a cage standing 15 feet above the water.

Its form is what is known as a Nun Buoy.

By order of the Minister of the Interior.

R. HENRY BRUNTON,
Engineer to Government of Japan.

Lighthouse Establishment,
Benten, Yokohama, 5th May, 1870.

告知者也
内務局の命令依る諸方へ航客

千八百七十年

横濱弁天

第百七号

燈明甚ふまふ

と申政府事務

アールヘンリー、フランドン

浮標布告

一 此の浮標を羽根田河の外側ニテ、
備其南方ニテ者、鉄造赤色頭と記
し、高き水面より十メートル、此小海の深さ
ニテ、二百四十メートル

此浮標より本牧西南四十メートル方角

尚河崎西北の處をバニニウハナ東南
六十の處を尚河但し其方平々中疑い

有

北方に浮標、同く銚造、黒色頭上
の龍より高き水面より十フート海に深
六ヨロチ

此浮標より河崎西南八九の野子川口
東北の處をバニニウハナ東南五十の

浮標西南二十の處を尚河但し其方
平々中疑い

尚河の浮標の處を尚河向る處
又尚河の處を直線に走り其

NOTICE TO MARINERS.

NOTICE is hereby given that Two Buoys have been moored outside the Bank off Kawasaki, in the Bay of Yedo.

The Southernmost one is an Iron Buoy, is painted red, and is surmounted by a cage standing 10 feet above the water. It is moored in 6 fathoms.

Treaty Point bears from it S. 48 degrees W.; Kawasaki, N. 8½ degrees W.; and Bansu Hana, S. 68 degrees E.—Bearings true.

The Northernmost Buoy is also made of Iron, and is surmounted by a cage standing 10 feet above the water. It is painted black and is moored in 6 fathoms.

Kawasaki bears from it S. 89 degrees W.; the entrance of Nokogawa, N. 6 degrees E.; Bansu Hana, S. 50 degrees E.; and the other Buoy, S. 34½ degrees W.—Bearings true.

Both Buys may be rounded close to the Eastwards, and a straight course steered between them.

By order of the Minister of the Interior,

R. HENRY BRUNTON,
Engineer to Government of Japan.

Lighthouse Establishment,
Benten, Yokohama, 5th May, 1870.

内務局の命令に依る諸方の
航路を告ぐる也

明治五年

横濱毎日

五月五日

燈塔の位置を告ぐる

内務省事務

アル・ヘンリー・ブロントン

テ一ホル和招示親別之ニ由合カニ
有動カニ及スル也

ヨリシ也

民部省

三十五年

地所為所也

民部省

伊藤大藏少輔様

別紙テ一おる来十九日出帆前
秘内口類面、徳揚テ一
規則書フテニレニ存備
加除茂少佐等、在神

在神

四月十三日

能所量裁

民部省

四申

神奈川民部省

テ一ル艦系込旅客規則

第一テ一ル艦系込旅客ハ内務局
或ハ天燈台臺局以外取扱
局より免許切手ヲ持系降一甲板
見張之士官口是事トモ出
右切手持系者ハ一切船中入
ハ

第二所令の港に於る客船泊り客者
に於て船中客令せし目付重役の士官
より免許を受けたる客証を以て但し
一人につき免許を以て決し出入りの
しきりあり

第三右切通の初層の等級を以て
上官の上等の部屋中等の人も
中等の部屋下官の人も下等の間

に令しきりあり但し上等の初層の船
に疆二等の部屋の疆下等の部屋を
船中あり

第四上等の船中客の食料の船積
り下等客の食料の積出さるる事
をも食料積集りし高次の船に
も因旋すしきりあり

第五小箇の外一切荷物室中を積込

一

第六室中此大の部類第十時
に

第七出所は得る福の時必
其時限のありきなり
後者已ま得る時
出所は時移客必は
なり

第八航海中移客皆船長
國に隨ふきき
外徳の所は
なり

出
張
大
藏
ノ